

令和7年度 第1回 村上市地域公共交通活性化協議会 会議録

1. 開催日時：令和7年6月20日（金） 午前10時00分から午前11時15分

2. 開催場所：マナボーテ村上 2階大中会議室

3. 出席者：（※敬称略）

【出席委員】 吉田委員（東日本旅客鉄道株式会社新潟支社企画総務部経営戦略ユニットマネージャー 太田剛 代理出席）、古田委員、大滝委員（(株)瀬波タクシー常務取締役 高橋ムツ子 代理出席）、齊藤（和）委員、若狹委員（国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所調査課長 田中みわ 代理出席）、松本（喜）委員、松本（剛）委員（新潟県村上地域振興局地域整備部計画専門員 野沢武志 代理出席）、須貝委員、小池委員、稲葉委員、平野委員、小田委員、菅原委員、坂上委員、宮下委員、藤田委員、三浦委員、嶋委員、福岡委員（新潟県村上地域振興局企画振興部地域振興専門員 笹木正彦 代理出席）、齋藤（晴）委員、佐野委員、伴田委員、加藤委員、土田委員、小川委員

【欠席委員】 佐藤委員、川村委員、新倉委員、土谷委員

【事務局】 須賀、山田、須貝、星、木村（向）（村上市企画戦略課）
木村（勝）（山北支所地域振興課）

4. 傍聴者：2人

5. 会議次第

1 開会

2 挨拶（会長）

3 報告事項

報告1 新発田病院通院対応高速のりあいタクシー事業運行計画（21条運行） 【資料No.1】

報告2 山北地域交通運行状況 【資料No.2】

報告3 山北徳新会病院との連携による地域交通アップデート 【資料No.3】

報告4 山北路線バス運賃改定 【資料No.4】

4 議事

議題1 村上市地域公共交通計画改訂（案） 【資料No.5】

議題2 令和6年度村上市地域公共交通活性化協議会事業報告及び決算（案） 【資料No.6】

議題3 令和6年度村上市地域公共交通計画の実施状況の検証及び評価（案） 【資料No.7】

議題4 令和8事業年度村上市地域公共交通計画認定書（地域内フィーダー系統補助関係）
【資料No.8】

議題5 NP0法人おたすけさんぼくの自家用有償旅客運送登録更新（案） 【資料No.9】

議題6 道路運送法第20条第2号の規定に基づく営業区域外旅客運送の期間延長（案）
【資料No.10】

5 その他

6 閉会

6. 会議資料

No.	資料名	備考
1	次第	事前配布
2	出席名簿・資料一覧	当日配布
3	報告 1 新発田病院通院対応高速のりあいタクシー事業運行計画（21条運行） 【資料No.1】	事前配布
4	報告 2 山北地域交通運行状況 【資料No.2】	事前配布
5	報告 3 山北徳新会病院との連携による地域交通のアップデート 【資料No.3】	事前配布
6	報告 4 山北路線バス運賃改定 【資料No.4】	事前配布
7	議題 1 村上市地域公共交通計画改訂（案） 【資料No.5】	当日配布
8	議題 2 令和6年度村上市地域公共交通活性化協議会事業報告及び決算（案） 【資料No.6】	事前配布
9	議題 3 令和6年度村上市地域公共交通計画の実施状況の検証及び評価 【資料No.7】	事前配布
10	議題 4 令和8事業年度村上市地域公共交通計画認定書 （地域内フィーダー系統補助関係）（案） 【資料No.8】	事前配布
11	議題 5 NPO法人おたすけさんぼくの自家用有償旅客運送登録更新（案） 【資料No.9】	事前配布
12	議題 6 道路運送法第20条第2号の規定に基づく営業区域外旅客運送 の期間延長（案） 【資料No.10】	事前配布

議事次第

1 開 会

○山 田 事 務 局 長：それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回目村上市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。

開会に当たり、本協議会の会長であります高橋邦芳村上市長からご挨拶を申し上げます。

2 挨 拶（会長）

○高 橋 会 長：改めまして、皆さん、こんにちは。第1回の法定協議会ということでお集まりをいただきまして、ありがとうございます。非常に気象条件が厳しい中、梅雨どこへ行ったんだという話になっているわけではありますが、今ちょうど圃場のほうも田植が終わりまして、緑、色濃くなってきました。このタイミングで少し雨が欲しいですが、雨が降らないということで、今年の秋の収穫に影響があるんじゃないかということを心配しています。

本市におきましても、渇水対策の準備もスタートさせていただいているところであります。こういった様々な自然環境を含めてリスク管理は非常に重要だと思っておりますし、とりわけこの公共交通、市民の皆さんの足の確保、また村上に訪れる方、村上から移動される方、この足の確保は非常に重要だということでありまして、これまでも議論いただいている中で各エリアで、やはり公共交通とか民間事業者の皆様方の提供する移動手段、これの地域ごとの違いがあるということでありまして、今回、昨年からであります、自家用有償自動車のシステムを入れさせていただいて、山北エリアは非常に好評であります。好評である反面、この担い手、需要はあるんですけども、需要と共有のバランスがしっかり取れていることがこの仕組みを持続させるということ、そこが一つ課題かなということでもあります。

限られた人員、人口が減少する社会の中でそこをどう支えていくのか、非常に重要な問題であります。これは、我が村上市だけでなく、全国いろいろなところでこのような状況があります。ぜひいろいろなところの仕組みを取り入れながら、より村上市に合った、このエリアに合った形ということで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

皆様方には、これから出水期を迎えるに当たって、非常に体調管理厳しい状況になりますので、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○山 田 事 務 局 長：続きまして、次第3、報告事項に入る前に、委員委嘱についてでございますが、本協議会の委員の任期は、協議会規約第7条の規定により2年間となっており、今年度は2年目の年でございます。人事異動等により新たに委員になられた方に委員委嘱状を交付いたします。委嘱状につきましては、皆様のお席に既に配付させていただいておりますので、それをもって委嘱状の交付に代えさせていただきますので、ご了承願います。

また、委員の皆様及び事務局の紹介につきましては、本日配付いたしました協議会出席名簿をもって紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本協議会の成立についてご報告いたします。本日の会議ですが、

佐藤委員、川村委員、新倉委員、土谷委員から欠席の旨連絡をいただいております。また、齋藤委員がまだお見えになっておりません。委員総数30名のうち25名の委員の出席をいただいておりますので、本日の会議は協議会規約第11条第2項の規定により成立したことをご報告いたします。

それでは、報告事項に入ります。協議会規約第11条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長から議事の進行をお願いいたします。

3 報告事項

報告1 新発田病院通院対応高速のりあいタクシー事業運行計画（21条運行）

○高 橋 会 長：それでは、しばらく進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、報告の1点目ではありますが、新発田病院の通院対応高速のりあいタクシーの件につきましてご報告を申し上げます。

○事 務 局：それでは、報告1、新発田病院通院対応高速のりあいタクシー事業運行計画（21条運行）について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。資料ナンバー1をご覧ください。令和7年10月1日から道路運送法第21条第2項に基づき、新潟県立新発田病院を目的地とするのりあいタクシーの実証運行を行います。こちらは、市民の新発田病院への外来受診件数が年間に約2万件に上るため、試験的にのりあいタクシーを1年間運行し、移動のニーズを確認したいと思い、実証運行を行うものです。

運行期間は令和7年10月1日から令和8年9月30日までで、運行区域は村上市内の乗降場所から県立新発田病院までとなっております。運行日は月曜日から金曜日、運行便は行き2便、帰り2便となっております。新発田病院に行き1便の着は9時15分を予定しております、こちらは外来の渋滞の時間を避けた設定とさせていただきます。村上市内の乗降場所は、道の駅朝日、村上市役所、中央図書館前、村上駅、神林支所前、荒川支所前となっております。高速のりあいタクシーと同じとなっております。運行形式は予約制のデマンド運行でありまして、利用人数は1便最大9人を予定しております。運賃は片道一律1,000円、こちらも高速のりあいタクシーと同様とさせていただきます。

こちら実証運行です。本格運行への移行に当たっては、判断基準を設けさせていただきます。判断基準は、乗合率、つまり1便に何人乗っているかを表す指標でございます。こちらで判断したいと思っております、1便当たり1.51人以上の利用があることとしたいと思っております。こちらの考え方については、予約のある運行便数の半分以上で2人以上の乗車があるということの一つの判断基準とさせていただきたいと考えてございます。このような内容で10月1日から実証運行を開始させていただきます。

なお、道路運送法第21条の運行でございます。こちらについては、皆様に協議をお諮りする必要はなく、まずは報告だけでさせていただきたいと思っております。本格運行へ移行する際には、改めて協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

○高 橋 会 長：ありがとうございます。実証実験ということで1年間取組をさせていただきたいと思っております。この乗合率につきましては、今説明したとおりでありま

すが、この部分も含めて、制度設計上の内容も含めて、皆さんからご発言ありましたらいただきたいと思います。

○佐野副会長：これは、ジャンボタクシーだと思いますが、やっぱり乗合率が高くなればなるほど収支率が上がるので、非常に重要な指標だと思います。

○高橋会長：比較的この1.51人でデマンド運行の2人以上という、ここを基準にして目安にするというのは妥当な線だという考え方でよろしいでしょうか。

○佐野副会長：セダンとかだったら多分これでいいと思うんですけども、割と大きいバスでしたらもう少し高くてもいいかとも思いますが、その辺は様子を見ながら決めればいいかと思います。

○高橋会長：分かりました。先生から補足のコメントをいただきましたが、皆様方、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高橋会長：じゃ、これ報告ということで、これで閉じさせていただきます。

この形で実証運行をやりますので、また皆さんのほうからいろいろな場面でアナウンスしてもらおうとありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

報告2 山北地域交通運行状況

報告3 山北徳新会病院との連携による地域交通のアップデート

報告4 山北路線バス運賃改定

○高橋会長：それでは続きまして、報告の2から4まで関連がありますので、一括で事務局から説明を申し上げた後、皆様方からご発言いただきたいと思います。事務局、お願いします。

○事務局：山北支所自治振興室の木村です。皆様、お疲れさまです。私のほうから説明させていただきますが、着座にて失礼いたします。

それでは、資料ナンバー2をご覧ください。山北地域の交通運行状況になります。最初に、路線バスです。（1）は、本格運行開始後、10月から半年間の路線バスの実績ですが、大毎～鼠ヶ関線の1便当たりの利用者数は2.5人でした。実証運行時は2.3人でしたので、少し増えております。

次に、雷～勝木線の1便当たりの利用者数は2.2人でした。実証運行時は2.4人でしたので、少し減少しています。主に中学生の通学利用者が減ったことが要因と考えられます。

（2）は、今年度の動態調査の結果です。今年度から路線バスのドライバー負担軽減のため、全便調査を廃止しております。4月の調査結果はご覧のとおりです。

次に、裏面をご覧ください。2の自家用有償旅客運送事業についてです。①の利用登録者数が259人、②、ドライバー登録者数が29人と増えております。また、④の月平均運行延べ件数は213件と実証運行時に比べて倍増しております。

次に、その下の運行変更概要について、現在調整しているものを含めてご説明いたします。（1）、新潟交通が運行している路線バスについては、10月から、①、雷～勝木線を廃止し、②、大毎～鼠ヶ関線の増便等、それから③の運賃の改定を予定しております。①と③につきましては後ほど詳しくご説明いたします。②の大毎～鼠ヶ関線の増便につきましては、利用者から通勤

利用とＪＲの接続改善、それから村上北中線との接続改善要望があることから、現在１日当たり行き４便、帰り５便の計９便を、行き８便、帰り７便の計１５便に増便するとともに、時間を調整してＪＲと村上北中線との接続改善を図りたいと考えております。

（２）、自家用有償旅客運送については、先ほど申し上げたように利用件数が倍増、増加してきていることから、４月から、①、予約受付時間を前日の１５時までに変更し、運行の調整時間を確保しております。また、可能な限り相乗りを促進していただいております。

（３）、徳新会病院外来送迎バスにつきましては、次の資料、資料ナンバー３のほうをご覧ください。この資料の内容につきましては、前回山北徳新会病院と協議、調整を進めており、今後の協議結果によって内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

１ページ目の下段をご覧ください。山北地域公共交通の課題と方向性であります。課題として、①、路線バスの雷～勝木線は利用が少ない。それから、②、大毎～鼠ヶ関線は増便の要望がある。それから、③、山北徳新会バスで無料の送迎バスを運行しておりますけれども、病院の負担が大きいです、病院利用者のために継続する必要がある、また路線バスと病院送迎バスの重複運行により利用者が分散し、運送効率が低くなっております。また、路線バスのバス停まで距離があることも一つ課題となっておりました。また、⑤、山北につきましては利用者が急増してきており、需要に応えられなくなるおそれがあるというところがあります。これらを踏まえまして、方向性として、徳新会病院外来送迎バス、こちら１０人乗りを予定しておりますけれども、これを活用することにより、利便性の高い地域交通を実現していこうと考えております。

次のページをご覧ください。変更内容ですが、路線バスの運行を雷～勝木線の運行を新潟交通観光バスから山北徳新会病院外来送迎バスに変更し、利便性の向上を図りたいと思っております。下段のほうをご覧ください。現行と移行後の比較表になります。赤枠の中が移行後の徳新会バス、その右側が現山北徳新会病院で運行している外来送迎の雷コース、一番右が新潟交通で運行している雷～勝木線となります。赤枠の中を中心にご説明いたします。運営主体は山北地域交通運営協議会、運行主体は山北徳新会病院です。運行範囲は雷から山北徳新会病院までとし、これまで路線バスを運行しておりました下大蔵の新潟交通の勝木営業所までは運行を行いません。バス停ですが、車両が１０人乗りと小型になるため、集落内に乗り入れが可能となります。利用者は、病院の外来送迎は健康友の会の会員のみでしたが、路線バスと同様に利用の制限はありません。運賃は、路線バスと同額を予定しております。車両は、現在山北徳新会病院が現有する車両を使用します。運行に係る経費は、山北地域交通運営協議会が山北徳新会病院に委託料としてお支払いいたします。

次のページをご覧ください。この公共交通移行による効果をまとめたものになります。山北徳新会病院としては、外来送迎バス運行経費の削減が見込めます。新潟交通観光バスとしても、他路線の増便ができるようになります。ＮＰＯ法人おたすけさんぽくとしても、急増している利用者の軽減につなが

ることが期待されます。山北地域交通運営協議会としては、運行経費の削減と地域交通資源の有効活用ができると考えております。また、利用者も近いバス停での乗降が可能になる集落が出てきます。これらにより、より便利で持続可能な地域公共交通へつなげていきたいと思っております。

今後のスケジュールですけれども、次の7月23日に山北地域の交通運営協議会で運行計画のほうを承認いただき、8月20日に予定されている第2回目の活性化協議会で協議していただきます。10月の1日から運行開始を予定しております。

続きまして、報告4のほうに入ります。資料ナンバー4をご覧ください。山北地域の路線バスの運賃改定の内容です。1の改定の目的と内容ですけれども、利用者から山北地域の調整バスは他の路線バスと比べて移動距離の割に運賃が高いという声がありまして、その格差を圧縮するために改定するものです。また、乗り継ぎ券と学割を廃止したいと考えております。

3の改定案ですけれども、これまで4地区に分けていたゾーンを大川谷と八幡を一つのゾーンとして3地区のゾーンとし、1地区100円の考え方は踏襲します。雷～勝木線は、山北徳新会病院が運行する雷コースに変わる予定です。また、まちなか区間を廃止し、乗り継ぎ券と学割も廃止いたします。

裏面をご覧ください。運賃の考え方ですけれども、山北地域と地勢が類似している朝日地域の現在の料金を比較したものです。1キロ当たりの運賃は、現行ですと山北平均が13.64円、あべつ車が8.99円と格差があることが分かります。これを先ほど説明しました変更案の2にしますと、ある程度均衡が取れる状態になります。

5番の今後のスケジュールですけれども、7月23日に山北地域交通運営協議会で承認し、1週間程度運賃改定に関する意見募集を行います。次の8月20日に運賃分科会において協議していただき、同じく活性化協議会で報告するという形を考えております。説明は以上です。

○高 橋 会 長：ご苦労さまでした。それでは、ただいま報告の2から4まで一括でご説明申し上げました。皆様方からご発言ありましたらいただきたいと思います。いかがでございましょう。どうでしょう。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：この後山北地域の協議会のほうでまたしっかりと議論いただいて、当事者でありますので、そここのところでブラッシュアップしていただけるようにこれからまた取組を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、報告は以上のとおりであります。

4 議 事

議題1 村上市地域公共交通計画改訂（案）

○高 橋 会 長：次に、議題のほうに移らせていただきますが、まず議事の1点目、村上市公共交通の計画の改定の案についてお諮りをさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事 務 局：それでは、資料ナンバー5、議題1、村上市地域公共交通計画改訂（案）についてご説明させていただきます。前回の会議でも報告させていただいておりますが、改めてご説明させていただくものです。

今回の計画改定は、村上市の最上位計画である第4次村上市総合計画及び持続可能な都市構造を目指す村上市立地適正化計画との整合性を図り、持続可能で効率的な交通の構築を進めるため、本計画の計画期間をこれらの計画をそろえるため1年延長するものです。あわせて、本年4月のダイヤ改正で行ったフィーダー補助対象路線の更新を行うものです。なお、前回の会議でご指摘いただきました施策や指標の見直しについては、現在第2次村上市地域公共交通計画の改定作業に着手していることから、現計画においては現計画及び現況の分析を踏まえて、次期計画において見直しを行うこととさせていただきたいと思っています。この後パブリックコメントを実施し、8月20日開催予定の第1回の村上市地域公共交通活性化協議会において協議させていただきます。

なお、本計画については国土交通省様と調整させていただいておりますが、内容等に修正、変更がある場合は、事務局にご一任くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○高橋会長：ありがとうございます。ただいまの交通計画の改定につきまして、皆様方からご質疑、またご発言ありますでしょうか。この法定協が終わった後に、パブコメは6月下旬となっているが、めどとしてはいつスタートになるのか。

○事務局：来週予定しておりまして、およそ3週間程度、これまでの流れと同じような感じでさせていただきたいと思います。

○高橋会長：いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。
(異議なしの声あり)

○高橋会長：今回立地適正化計画、これ策定をしますので、それとの整合を取るということで、また改めてご説明を申し上げるタイミングがあると思いますので、よろしくお願いいたします。

議題2 令和6年度村上市地域公共交通活性化協議会事業報告及び決算（案）

○高橋会長：それでは続きまして、議題の2点目、協議会の事業報告、これをまずご説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

○事務局：企画戦略課、星と申します。私のほうから議題2、令和6年度村上市地域公共交通活性化協議会事業報告及び決算について報告させていただきたいと思っております。着座にて失礼します。

資料ナンバー6のほうをご覧ください。1番、デマンド型乗合タクシー事業になります。ナンバー1、荒川・神林地区のりあいタクシーです。内容につきましては記載のとおりになっておりますが、(4)番、利用者数と収支率ですが、前年度比、乗車人数の利用者数がマイナス342名となっております。収支率につきましては、0.2%の増となっております。利用者数が減った理由としましては、自然減もあると考えられますが、物価高の影響で買物に行く回数を控えたり、抑えている方が多いという傾向にあります。キャッシュレス決済については記載のとおりですが、以降キャッシュレス決済と書かれている部分ですけれども、今現在Pay Payのみとなっております。

ナンバー2、神林地区通院対応のりあいタクシーです。こちらも内容については記載のとおりですが、令和6年10月から、行き2便に増便させていただいております。利用者数ですが、前年度比でマイナス10人、収支率はマイナス2.7%となっております。

次のページ、2ページ目になります。ナンバー3ですが、村上瀬波・山辺里通院対応のりあいタクシーです。こちらの内容も記載のとおりですが、運行状況につきましては、こちら令和6年10月から行き2便に増便させていただいております。利用者数が前年度比でマイナス312名、収支率がマイナス0.9%となっています。312名減少していますが、理由としましては山辺里地区の方ではほぼ毎日利用されていた方が利用されなくなったなど、自然減が考えられます。最近はまだ増加傾向にあるということで聞き取りをさせていただいております。瀬波につきましては、バス停沿線の方の人数が減ったということでもあります。ほぼ村上病院行きの利用者で、買物利用の方はあまりいないということです。周知不足等もあるため、山辺里区長会等へ行って周知をして、皆さんにPRしていきたいと思っております。

4番、朝日地区通院対応のりあいタクシーです。こちらも運行状況ですが、令和6年10月から行き2便に増便しております。(4)番の利用者数ですが、前年度比で302名の増加、収支率がマイナス2.1%、こちらが利用者数が増えた理由としましては、令和6年10月から運賃の改定がありましたが、朝日地区通院対応のりあいタクシーを利用されている方は4割の方が運賃値下げ対象者であったために、利用者が増加したと分析しております。

ナンバー5ですが、岩船・松喜和地区のりあいタクシーです。こちらは、内容記載のとおりとなっております。

3ページ目になります。ナンバー6の村上一寒川のりあいタクシーです。こちらは、令和6年10月1日から新規で始まったのりあいタクシーになります。10月から3月までの利用者数ですが、546人、収支率としましては14.4%となっています。令和5年10月から令和6年3月、同じ時期と比べまして、バス利用者が800名強いたんですけれども、バス廃止からのりあいタクシーへの転換が図られていると分析しております。

2番、高速のりあいタクシーです。村上市高速のりあいタクシーで、村上市から新潟市間ののりあいタクシーになります。こちらは、利用者数が前年度比でマイナス69名、収支率でマイナス0.3%となっております。令和6年10月から乗降場所に村上駅を追加しております。

次のページをご覧ください。4ページ目になります。3番、コミュニティバス事業です。令和6年10月からコミュニティバス事業が路線増えておりますが、利用者数につきましては年4回の動態調査からの推計値となっておりますので、ご理解ください。

まず1番目、まちなか循環です。こちらの内容につきましては、記載のとおりとなっております。利用者数につきましては、前年度比で650名の増加、収支率としましてはマイナス0.5%です。

2番、せなみ巡回です。こちらも、内容は記載のとおりとなっております。利用者数は前年度比で1,145名の増加、収支率としましては1%の増加です。増加している理由としましては、瀬波温泉で働いている方の利用が増えています。また、老人ホームの方の買物利用などで増えているということで聞き取りをさせていただいております。

3番、岩船巡回になります。こちらも記載のとおりですが、利用者数は推計値になりますが、令和6年度で1万3,470名、収支率のところ線が入っており

ますが、岩船巡回以降のこれから説明する路線につきましては、ただ今収入が路線ごとに分けられない状況にありまして、今後1年間のデータで新潟交通観光バスさんと検証してまいりたいと思っています。

4番、縄文の里線になります。次のページです。縄文の里線ですが、利用者数が推計値ですが、令和6年度で10月から3月までで4,224名の利用者でした。

ナンバー5、高根線になります。こちらの利用者数は、10月から3月で6,150名です。

6番、大須戸線につきましては利用者数が5,376名です。

7番、塩野町線になりますが、こちらの利用者数は5,418名となっております。次です。6ページ目になります。8番、北中線です。こちらの利用者数は、6,192名となっております。

9番、バス運賃キャッシュレス決済につきましては、まちなか循環、せなみ巡回を除くキャッシュレス決済の件数になりますが、874件です。

10番、あべっ車共通回数乗車券等ですが、(1)、一日乗り放題券の売上げ枚数は72枚です。前年は86枚でした。

(2)、あべっ車共通回数乗車券売上げ部数ですが、1,335枚、こちらが一般の売上げ部数です。127枚が半額対象者ということになっております。こちらは、前年は一般と半額対象者を分けたデータがなかったのですが、304枚の売上げだったため、売上げがかなり増加しております。増加の理由ですが、今までまちなか循環、せなみ巡回だけしか利用できなかったものが、全路線で利用できるようになったため、学生さんですとか、そういった方の売上げが増加しているものと分析しています。

下段の参考資料になります。こちらですが、令和6年10月のバス再編によりどのように変化があったのか、前年の同じ時期で比較した表になっております。令和5年10月から令和6年9月と令和6年10月から令和7年9月まで、こちら推計値になりますが、比較しております。新潟交通観光バスの廃止代替路線ですが、運行経費につきましては、令和5年10月からで1億5,443万1,000円、利用者数で9万3,793名と、運営主体が活性化協議会のまちなか循環、せなみ巡回で、運行経費が1,280万7,000円、利用者数が1万9,434名です。右側、令和6年10月からの推計値になりますが、新潟交通観光バスの廃止代替路線につきましては855万2,000円、利用者が3,744名、活性化協議会のまちなか循環、せなみ巡回で1,634万2,000円、利用者が2万2,832名、その他の路線としまして1億3,371万3,000円、利用者数が8万4,812名となっております。合計値で比べますと、運行経費が863万1,000円の減、利用者数が1,839名の減となっております。運行経費が下がったのは、日曜日の運行を全ての路線で廃止したため減額となっております。また、利用者数につきましては、馬下線、小岩内線、岩船駅前線につきましては廃止や一部短縮したため減少になったものと分析しております。それらについては、のりあいタクシーへの転換を図っております。

次のページになります。7ページ目になります。4番、その他の事業です。こちらは、記載のとおりとなっております。随時チラシ、ポスターの配布による周知を行っております。令和6年10月1日には、村上市コミュニティバ

スあべっ車の出発式を行いました。令和7年3月14日に、待合環境の改善のため、イオン村上東店入り口にベンチを設置しております。資料ナンバー6の一番最後のページに詳細が載っておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

5番、協議会開催状況です。協議会開催状況は、ご覧のとおりになっております。協議会につきましては、第1回から第7回まで開催させていただいております。黒く網かけになっている部分が、運賃等協議分科会が開催された内容になっております。2回開催させていただいております。

次のページ、8ページ目になります。令和6年度活性化協議会の歳入歳出決算になります。1番、歳入ですが、合計の決算額で1億2,745万6,941円です。内容につきましては、右側摘要に書かれているとおりですが、2款の補助金、国庫補助金につきましては、バス購入の補助の2年目になります375万円です。諸収入としましてコミュニティバス車内広告料としまして9万6,000円、こちらは2台分となっております。

2番の歳出になります。1款運営費は、決算額で110万4,250円です。1項の会議費ですが、協議会を年5回開催予定のところ、7回開催させていただきましたので、報償費等不足分がありまして、2項の事務費から5万5,000円の流用をさせていただいております。事務費につきましては、口座振込の手数料等が12万9,000円です。ほか通常かかるプリンター借上料等になっております。

2款の事業費になります。決算額で1億2,635万2,691円です。内訳としましては、記載のとおりとなっております。予約センター経費としましては、オペレーターの賃金等になっております。

デマンド事業、コミュニティバス事業は記載のとおりです。

修繕料も記載のとおりです。

委託料ですが、予算額から決算額が倍の400万かかっておりますが、こちらの内容につきましては、令和6年10月のバス再編に伴い、音声データやバス表示、またバス停の看板の改修費用等になっております。

工事請負費88万円ですが、こちら先ほどお話ししましたイオン村上東店のベンチ設置工事です。

啓発推進費としまして、チラシ等の経費になっております。

繰出金ですが、こちら歳入の際にも説明しましたが、バス購入費の国庫補助金の市への繰出金としまして375万円となっております。

歳出の合計が1億2,745万6,941円ということで、歳入歳出ともに同額となりまして、差引額ゼロ円です。次年度への繰越しはありません。私のほうからの説明は以上です。

○高 橋 会 長：ご苦労さまでした。

それでは、ただいまの協議会の会計につきまして監査をいただいておりますので、監査員を代表して、加藤さんよろしく願いいたします。ご報告いただきたいと思います。

○加 藤 委 員：監査員の加藤です。それでは、監査報告を申し上げます。

本協議会の規約第10条の規定により、令和6年度村上市地域公共交通活性化協議会の会計処理簿を5月28日に監査した結果、事業は適正に実施され、会

計決算は諸帳簿と証拠書類等を対照、精査し、いずれも適正に処理されていることを認めましたので、ここにご報告いたします。監査員、加藤英人並びに伴田宏。以上です。

○高 橋 会 長：加藤さん、ありがとうございました。ご苦勞さまでした。また、伴田監査員もありがとうございました。

それでは、ただいま議題の２点目、６年度の事業報告並びに決算についてご説明申し上げましたが、皆さん方からご発言ありますでしょうか。いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：都度ご説明申し上げまして進めてきた事業であります。この後新規運行の部分について、これからまたデータ取りということになりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に３項で説明をしましてとおり、バス路線を代替でコミュニティバス、さらにはのりあいタクシーと切り替えた形の中で、今ほど日曜日の運行休止の部分と２,０００人の減少についてはのりあいタクシーで代替しているよというお話でありましたけども、その部分についても再度しっかりと分析、検証を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思っております。

議題３ 令和６年度村上市地域公共交通計画の実施状況の検証及び評価（案）

○高 橋 会 長：それでは続きまして、議題の３点目、公共交通計画の実施状況の検証及び評価についてお諮りをさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事 務 局：資料ナンバー７をご覧ください。議題３、令和６年度村上市地域公共交通計画の実施状況の検証及び評価（案）でございます。

村上市地域公共交通計画では、１年ごとに事業の実施状況や評価指標値を整理し、計画の進捗確認と効果の検証、評価を行うこととしております。その内容を報告させていただきます。評価期間は令和６年度、令和５年１０月から令和６年９月までの期間となっております。

まず、評価指標１、公共交通への補助額です。公共交通の維持にどれだけ公的資金を必要としているのか示す指標で、目標値を２.４億円以下となるよう設定しております。令和６年度実績は、路線バス、新潟交通観光バスの路線ですが、そちらへの運行補助費、あべつ車や山北路線バス、コミュニティバスです。こちらの委託費、各種のりあいタクシー、山北地域の自家有償旅客運送、公共ライドシェアの運行に２億７,４００万ほどの経費を要しております。前年と比較して０.７％の微増となりました。これは、燃料費、人件費等のランニングコストの上昇局面によるものと、一方で山北地域で令和５年１０月から行った交通再編により上昇幅が抑えられていると考えています。今後の取組としましては、引き続き利用しやすい公共交通や地域の輸送量に見合った輸送手段を検証し、運行の効率化を進めてまいりたいと考えております。

１枚めくっていただいて、指標２、公共交通の収支率です。収支率は、どれだけの運行費用を運賃で賄えているかを示す指標でございます。目標値を路線バス等では１３％以上、のりあいタクシー、山北の自家有償を含みますが、こちらは１０％以上となるよう設定しています。令和６年度実績では、路線バ

スは利用者の増加により上昇傾向にありますけれども、収支率は8.4%となり、目標値を達成できませんでした。のりあいタクシーは、一部地域で利用者の減少が見られまして、前年より微減となったものの10.6%となり、目標値を達成しています。今後の取組としましては、引き続き利便性の向上の取組を進めまして、利用者増加による収入率の改善を図ってまいります。

続きまして、評価指標3、1人当たりの年間利用回数です。公共交通の年間利用者数を人口で割ったものであり、公共交通がどの程度生活の足として定着しているか示す指標であります。目標値を年3回以上の利用と設定しています。令和6年度実績では、山北地域での公共交通再編などの効果により上昇傾向にありますが、2.5回となり、目標値を達成できませんでした。

1点修正をお願いします。目標値、達成状況、括弧書き、こちら「達成」となっておりますが、「未達成」に修正をお願いいたします。

今後の取組ですが、引き続き社会構造の変化に合わせた移動手段の構築やサービス内容を検討し、利用回数の増加につなげてまいりたいと考えております。

この評価結果については、法定の報告事項となっておりますので、ご承認いただいた後、国土交通大臣へ報告するものでございます。私からの説明は以上でございます。

○高 橋 会 長：ご苦労さまでした。

それでは、ただいま説明した内容につきまして、皆様方からご発言ありますでしょうか。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：それでは、所管大臣のほうにご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議題4 令和8事業年度村上市地域公共交通計画認定書（地域内フィーダー系統補助関係）（案）

○高 橋 会 長：それでは続きまして、議題の4、令和8事業年度の計画の認定書（地域内フィーダー系統補助関係）につきましてお諮りをさせていただきたいと思っております。

説明の途中で申し訳ございませんけど、私、次の公務がありますので、退席することをご了承いただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

（高橋邦芳会長 退席）

○事 務 局：それでは、資料ナンバー8、議題4、令和8年度村上市地域公共交通計画認定申請書（地域内フィーダー系統補助関係）（案）でございます。

こちらは、村上市の交通ネットワークを構築、維持していくために、国の支援制度、地域公共交通確保維持改善事業を活用させていただくために、地域公共交通計画認定申請書及び別紙を作成し、国へ申請する必要がありますので、ご協議いただくものでございます。資料は事前に送付させていただいておりますので、主なポイントに絞ってご説明させていただきます。

事業名は、令和8年度地域公共交通確保維持改善事業です。事業期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとなっております。事業対象路線はまちなか循環、せなみ巡回、北中線、岩船巡回の4路線でございます。

1枚めくっていただきまして、別紙でございます。1、地域公共交通確保維

持事業に係る必要性でございますが、村上市の公共交通は鉄道やバスを中心にのりあいタクシーなどで構成されており、これらは市内中心部と各地域を結ぶ生活に欠かせない交通として機能しております。しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、公共交通の利用減少による収益悪化や運転手不足といった公共交通維持に関する様々な課題が生じております。こうした中で、路線バス北中線、まちなか循環、せなみ巡回、岩船巡回に対し当該事業を活用させていただき、公共交通の維持を図っていくことが必要と考えております。

これら路線の維持に関する事業の目標を掲げてございます。事業の目標を令和6年度実績を勘案し、次のように設定させていただきます。まちなか循環1,210万円、せなみ巡回420万円、北中線3,080万円、岩船巡回2,430万円とさせていただきます。各系統の公的負担は、ランニングコスト上昇を見込み、このように設定させていただきました。

②、各系統の収支率でございますが、令和6年10月から運賃改定を考慮し、影響を見込みまして、まちなか循環については11.7%、せなみ巡回は12.2%、北中線は3.4%、岩船巡回を11.9%と設定させていただきました。

1枚めくっていただきまして、各系統の1日当たり平均利用者数でございます。こちらは、まちなか循環1日49人以上、せなみ巡回を1日18人以上、北中線を1日42人以上、岩船巡回を80人以上と設定させていただいております。なお、全ての項目において、岩船巡回の令和6年度実績については、令和6年10月から開始であったため実績値がなく、記載していないということでございます。

次に、5番目、地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額でございます。地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るまちなか循環、せなみ巡回、北中線及び岩船巡回の、市の負担額につきましては7,800万、運行費用の総額から運賃収入及び国庫補助金を差し引いて3,900万と見込んでおります。

その他内容については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

なお、本申請については、申請後、国土交通省様と調整させていただき、内容に変更、修正が加わる場合もございますが、事務局にご一任くださいますようお願いいたします。以上です。

○佐野副会長：ただいまの説明について何かご質問ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○佐野副会長：特にないようですので、議題4については提案のとおり承認することに決定いたしました。

議題5 NPO法人おたすけさんぼくの自家用有償旅客運送登録更新(案)

○佐野副会長：続きまして、議題5について説明をお願いいたします。

○事務局：では、議題5、NPO法人おたすけさんぼくの自家用有償旅客運送登録更新について説明いたします。

資料ナンバー9をご覧ください。令和5年10月から運行を始めたおたすけさんぼくの自家用有償旅客運送事業ですが、令和7年9月19日で登録期間が満了することから更新を行うものです。報告2でご説明したように、利用件数

も増えており、地域に欠かせない交通手段として定着してきております。また、運行主体でありますおたすけさんぽくからも登録更新の意向があることをお聞きしており、4月23日に開催しました山北地域交通運営協議会でも登録更新の承認を得ております。この場で承認いただけたら、裏面のような協議が調ったことを証する書類を村上市地域公共交通活性化協議会長名で発行し、これを添付しておたすけさんぽくが更新の申請を行います。事業内容は、現在の同一の内容です。

なお、今回申請し、許可されますと、特に問題がなければ令和10年9月19日までの3年間で更新される予定です。登録の更新を承認いただきますようお願いいたします。以上です。

○佐野副会長：ありがとうございました。現在と同じ内容で3年間ということですが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○佐野副会長：特に異論ないようですので、提案のとおり承認することと決定させていただきます。

議題6 道路運送法第20条第2号の規定に基づく営業区域外旅客運送の期間延長（案）

○佐野副会長：続きまして、議題6について説明をお願いいたします。

○事務局：資料ナンバー10をご覧ください。議題6、道路法第20条第2号の規定に基づく営業区域外旅客運送の期間延長（案）でございます。

令和5年7月6日から、道路運送法第20条第2号の規定により、山形県鶴岡市の温海温泉観光自動車様によるタクシー営業許可期間の延長についてお諮りするものです。

要旨です。温海温泉観光自動車より、営業区域外旅客運送の禁止規定の例外を適用した一般乗用旅客自動車運送事業について、期間の延長について協議の申出があったため、協議させていただくものでございます。

営業区域外旅客運送の内容でございます。まず、営業区域外旅客運送を必要とする理由でございますが、令和2年に地域のタクシー事業者が廃業したことにより、当該地域では交通空白が生じましたが、令和5年度から当該タクシー事業者による旅客運送及びNPO法人による公共ライドシェアの導入により交通空白の解消を図ってきました。引き続き、山北地域からの区域外や夜間の移動など柔軟な対応が求められる場面においては、民間タクシー事業者による運行が必要となります。

そのほか営業許可内容の変更点は期間の延長のみであり、その他の変更等はありません。

そのほかの説明は記載のとおりでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○佐野副会長：期間を延長したいということですが、ただいまの説明について何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○佐野副会長：ご異議ないようですので、議題6については提案のとおり承認することといたします。

5 その他

○佐野副会長：本日の議事は以上でございますが、その他事務局から何かございますでしょうか。

うか。

○事務局：そのほかということで報告させていただきます。2点報告させていただきます。

まず1点目、コミュニティバスの片道定期券の導入を検討しております。路線バスの再編による減便によりまして、行きまたは帰りのどちらかの便が使いにくくなったとの声をいただいておりますので、現在定期券を半額にし、片道に対応した定期券の導入を検討しています。導入時期は、10月からを予定しております。今後、新潟交通観光バスとその内容、仕組みについて協議を進めながら、導入に向けて取組を進めていきたいと考えております。

○事務局：私のほうからは、ミライロIDの紹介等をさせていただきたいと思います。皆様のお手元にオレンジ色の両面刷りのチラシを配付させていただいておりますが、障害者手帳をスマホに取り込んで、障害者であることの本人確認がスマホの画面上でできるというものになります。こちらは、令和7年の6月から開始しております。周知しているところ、始まったところなんですが、問合せ等は3件ほど問合せがありました。今後何かのたびに周知していきたいと考えておりますので、皆様もよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○佐野副会長：ありがとうございました。ただいまのご説明について何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○佐野副会長：ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○佐野副会長：ないようでしたら、私の進行を終わらせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

○山田事務局長：では、皆様、ご審議大変ありがとうございました。

最後に、閉会の挨拶を佐野副会長よりお願いいたします。

6 閉会（副会長）

○佐野副会長：佐野でございます。本日は朝早くからご参加いただき、ありがとうございました。

1点、ちょっとその場で言えばよかったんですけども、評価指標3で1人当たりの回数ということで、目標は達成していませんが、グラフを見ると最初の計画を立てたのはコロナのすぐ後で、ちょっと異常値だったかもしれませんが、R4年からは着実に増えているので、これは皆様の公共交通に対するいろいろな改善策の一つの成果ではないかと思っております。

それでは、短いですが、これで私の挨拶は終わりにさせていただきます。

○山田事務局長：それでは、以上をもちまして令和7年度第1回村上市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。なお、次回は8月20日水曜日に開催予定となっております。引き続きよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

（午前11：15終了）